資料9

保育の必要量に応じた区分 標記の変更について

現狀

《保育の必要量に応じた区分》

保育認定(2号・3号)については、保護者の就労等で保育が必要な時間によって利用時間が決まります。

保育の必要量	利用時間	就労時間
保育標準時間認定	最長 11 時間/日 ※	1ヶ月 120 時間以上
保育短時間認定	最長8時間/日 ※	1ヶ月 64 時間以上 120 時間未 満

※上記の認定を受けた場合であっても、保護者が保育できない時間での利用となります。

- ※標準時間認定の方は、任意で短時間認定に変更することもできます。
- ※保護者の事由によって認定される期間が短くなる場合があります。認定期間は教育・保育 給付認定決定通知でお知らせします。
- ○保育の必要量に応じた区分として、「認定を受けた場合であっても、保護者が保育できない時間での利用となります。」としています。この場合、平日仕事が休みの場合、保育園に預けられないと受け止められる場合があります。

対応

- ○記載箇所を、保育内容《教育・保育時間》へ変更し、説明文を追加します。 追加説明文
 - ・標準保育時間は、最長 11 時間(7:30~18:30)の中で「保育できない時間」 (保育できない時間とは、通勤時間+就労時間)に受け入れます。
 - ・短時間保育時間は、最長8時間(8:30~16:30)の中で「保育できない時間」 (保育できない時間とは、通勤時間+就労時間)に受け入れます。
 - ・私立園、公設民営園については、園の運営方針があるため、利用する園にお問い合わせください。
- ○保護者の不規則勤務の方に対応するため、具体的な例示を示します。市の保育に関する考えとして、0歳~2歳は子どもの環境に配慮して、親と一緒にいることも大事と考えます。

資料9 追加

6. 保育内容

《教育・保育時間》

(1)通常教育 8:30~(14:00~15:30)まで(園によって異なります)

通常保育 8:30~16:30 まで

※お子さんの状態によっては教育・保育時間が通常よりも短くなることがあります。

- (2)特別保育·延長保育
 - ・特別な事情のある家庭に限り、特別保育・延長保育を実施します。利用希望 の場合は、保育園等へ申込みをしてください。
 - ・家庭状況等を調査したうえで利用の可否を決定します。なお、延長保育は、 延長保育料

(実費徴収) がかかります。

① 特別保育時間

保育標準時間認定者のみ利用可能 7:30~8:30・16:30~18:30

- ② 延長保育時間
 - 2・3号(標準時間)認定 7:30~18:30(11 時間)を超える利用
 - 2・3号(短時間)認定 8:30~16:30(8時間)を超える利用
- (3) 預かり保育(幼稚園型一時預かり)
 - 1号(教育標準時間)認定 園によって実施時間が異なります。

7:00 7:30 8:30 $14:00\sim15:30$ 16:30 18:30 19:00~20:00 預かり保育 1号 預かり保育 (有料) (教育標準時間) 認定 (有料) ※園によって実施時間が異なります 延長保育 (有料) (特別保育) (通常保育時間) (特別保育) 延長保育 2・3号 ※実施園のみ (無料) (無料) (有料) 保育標準時間 認定 延長保育 延長保育 ※実施園のみ ┈ 保育短時 ┈ (無料) (有料)

- ※標準保育時間は最長 11 時間(7:30~18:30)の中で「保育できない時間」(保育できない時間とは、通勤時間+就労時間)に受け入れます。
- ※短時間保育時間は、最長 8 時間(8:30~16:30)の中で「保育できない時間」(保育できない時間とは、通勤時間+就労時間)に受け入れます。

<u>私立園、公設民営園については、園の運営方針があるため、利用する園にお問い合わせく</u>ださい。

- ※特別利用保育のお子さんについては、原則として預かり保育の利用はできません。 やむを得ない事情がある場合は、保育園又は子育て支援課にご相談ください。
- ※預かり保育・延長保育の料金については、各園にお問い合わせください。
- ※南魚沼どろんこ保育園は短時間認定の朝の延長保育(7時30分~8時30分) の料金が有料になります。詳しくは園にお問い合わせください。